

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

富山市立五福小学校

## 1 五福小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立五福小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「五福小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

### (3) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（法第2条）

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾、スポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいいます。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- 令和6年度は、数名の児童が他の児童に対して悪口を言ったりからかったりする、無視するなどの行為が発生しています。
- 軽い気持ちで友達に対して冷やかしやかけ口、悪口等の言葉を言う児童がいます。

### (2) 本校の課題

- 低学年から高学年まで幅広い学年において友達関係のトラブルが認められるので、学校全体で未然防止の指導に努める必要があります。
- 冷やかしやからかい、直接の悪口等の言葉によるいじめが多いので、言語

環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

- ・ 数年前、携帯電話、ゲーム機等を使い、ネット上に相手を不快にさせる書き込みをした事案が発生しました。継続してネットモラルに関する指導を行う必要があります。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動・異学年交流活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、心の居場所づくり、絆づくりに努めます。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。全校で「ほめ言葉の時間」に継続して取り組むことで、自分や相手のよさを感じ、認め合おうとする雰囲気を醸成します。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

#### ※参照 7P 【表 いじめ問題への取組の年間指導計画】

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童生徒の言動や表情を細かく観察することや児童生徒に対する定期的な調査等を実施することでのいじめの早期発見に努めます。
- ・ 児童に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、児童の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかけます。
- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ いじめにつながりそうな情報は学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施したり、児童自身が困ったときにいつでも相談できるよう「相談ポスト」を設置したりするなど、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

- いじめによるストレスや悩みを抱えている児童生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- いじめられている児童生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

(3) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

**※参考① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】**

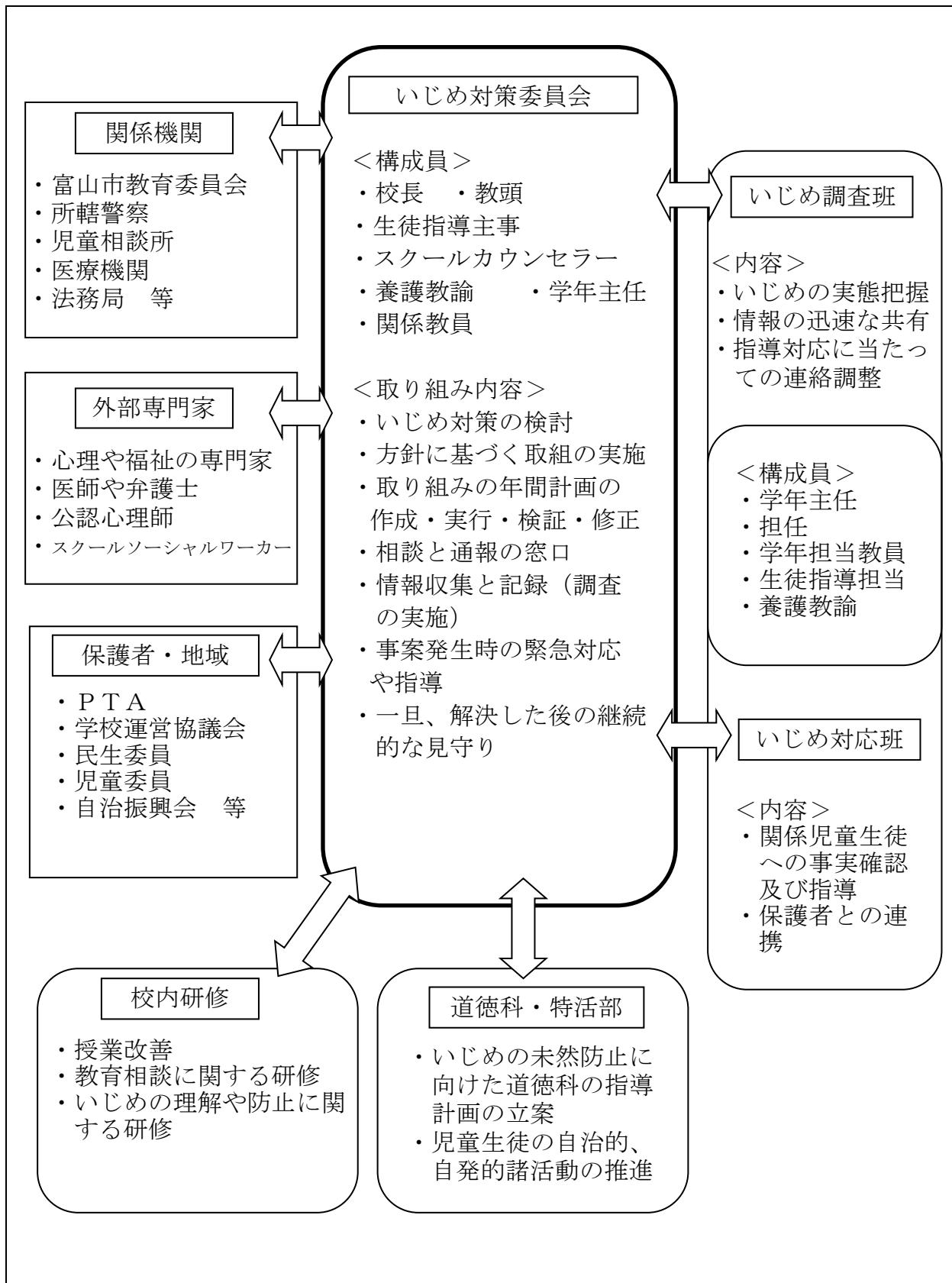
**② 6 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】**

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- いじめられた子供とその保護者へは、次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子供の安全を確保します。
  - イ 必要に応じて、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て、取り組みます。
- いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、

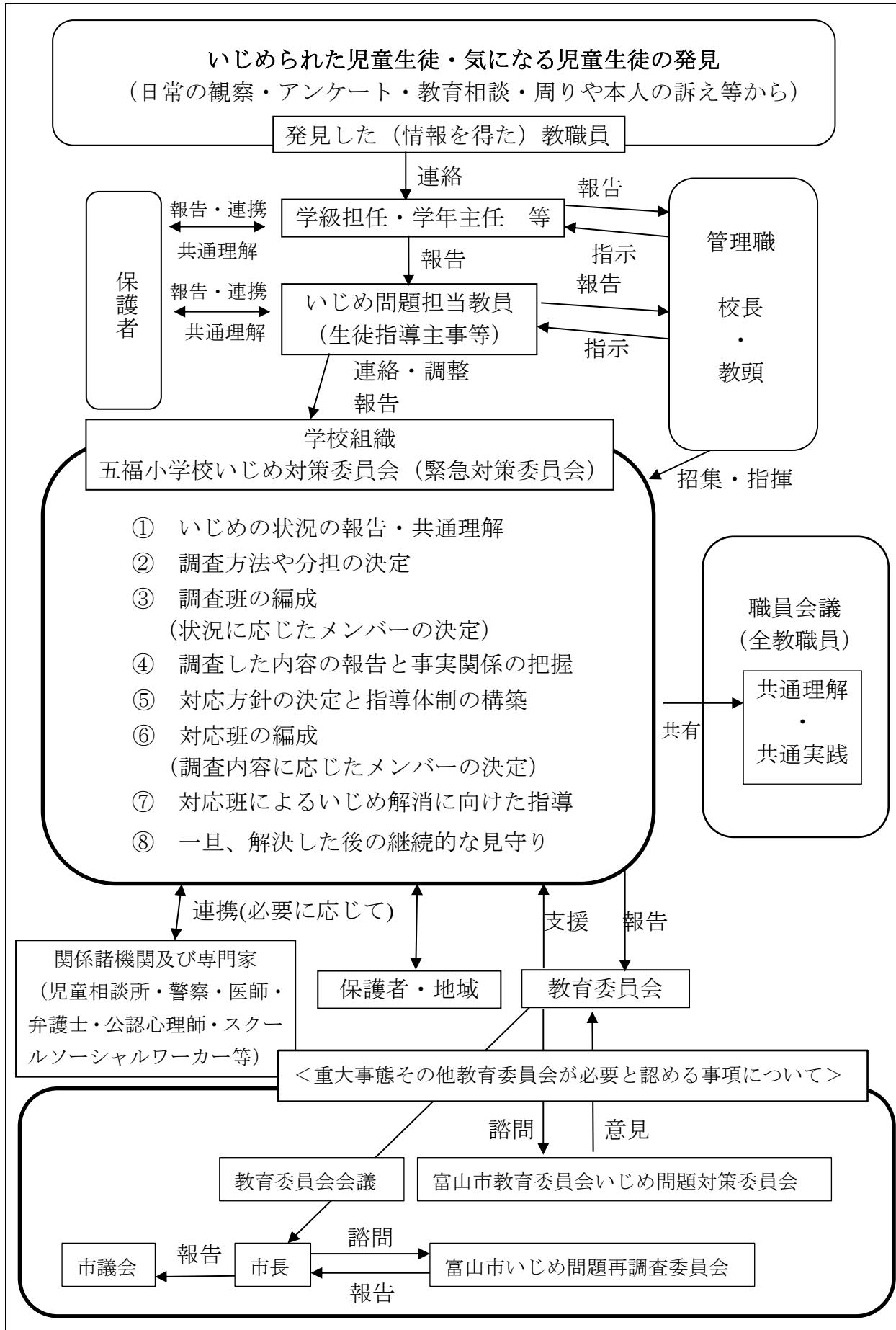
集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて市教育委員会の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。当該児童・保護者との面談を継続して行います。

**【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】**  
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



## 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解  PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発  職員会議		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施				
未然防止への取組	いじめ実態把握調査		①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・校外学習)		児童会や生徒会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組		教育相談週間	教育相談週間			相談ポストの設置	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等)		児童会や生徒会による「人権週間」への取組				道徳科・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組	教育相談週間	教育相談週間	保護者学校評価アンケート		教育相談週間		

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- |  |   |                               |
|--|---|-------------------------------|
| ① 「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」<br><ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童が自殺を企図した場合</li><li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li><li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>○ 精神性の疾患を発症した場合</li><li>○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合</li></ul> | ] | これらがいじめによるものである<br>疑いが生じているとき |
| ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする）<br><ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童が一定期間連続して欠席をしている場合</li></ul>  | ] |                               |

### (2) 重大事態への対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる必要があります。
- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても再発防止に向けて、学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、調査結果の内容について説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施します。
- ・ 事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。
- ・ 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講じるよう努めます。